

事案調書(戦略会議)

審議日 令和7年10月17日

案件名	児童相談所一時保護施設及び中央相談支援課事務室分室の新設について						
所管	こども・若者未来	局 区	こども家庭支援 部	児童相談所総務 課	担当者		内線

事案概要

南区にある旧幼稚園跡地の相続人から「子どものために役立ててほしい」との意向により、本市に寄附いただいた土地について、寄附の理由や立地条件にふさわしい使途を検討した結果、喫緊の課題である一時保護施設を新設するもの
また、星が丘デイサービスセンター跡に、中央相談支援課事務室の分室を新設するもの

審議事項 (府議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	①中央相談支援課事務室の分室を開設すること ②児童相談所一時保護施設を新設すること				
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。				
事業効果 総合計画との関連	事業効果	①職場環境改善 ②一時保護児童の受け入れ先の慢性的な不足解消			
	効果測定指標				施策番号
	年度	R7	R8	R9	R10
	事業効果 年度目標			①分室供用開始	R11 ②保護施設 供用開始

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	審議事項① 府内調整 → 予算査定 → 実施設計 → 工事 → 供用開始						
	審議事項② 府内調整 → 予算査定 → 住民説明 → 12月 こども文教部会 → 測量 基本計画 → 基本 設計 → 実施設計 → 工事 → 供用開始 こども文教部会	予算査定	予算査定 交付申請等				

○事業経費・財源									(千円)											
項目	補助率/充当率	R7		R8		R9		R10		R11	R12	R13								
事業費(費)				33,000		200,000		900,000												
うち任意分																				
特 財	国、県支出金							450,000												
	地方債							360,000												
	その他																			
一般財源		0		33,000		200,000		90,000		0	0	0								
うち任意分																				
捻出する財源※2								90,000												
一般財源拠出見込額		0		33,000		200,000		0		0	0	0								
元利償還金(交付税措置分を除く)																				
捻出する財源概要	寄附金90,000千円																			
税源涵養 (事業の税収効果)																				
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)																				
項目		R7		R8		R9		R10		R11	R12	R13								
実施に係る人工	A			4		13		20		36	35	35								
局内で捻出する人工※	B			0		0		0		0	0	0								
必要な人工	C=A-B	0		4		13		20		36	35	35								
局内で捻出する人工概要																				
SDGs 関連ゴールに○	1 経済を よくする	2 環境を 守る	3 すべての人に 健康と福祉を	4 安全な 食料を 供給する	5 ジンジャー平等を 実現する	6 異なる文化を 理解する	7 エネルギーをみんな に届ける	8 異な る文化を 尊重する	9 産業と 資源循環の 統合を											
	10 人や国の不平等 をなくす	11 みんな が学べる 世界を	12 つくる責任 つかう責任	13 異なる文化に 接する	14 異なる 種の生物を 守る	15 経済を よくする 環境を	16 すべての 女性を 尊重する	17 パートナーシップで 目標を達成しよう												
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	なし	議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	なし												
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	部会	令和7年12月												
事前調整、検討経過等																				
調整部局名等		調整内容・結果																		
調整会議(施策①一時保護施設)		寄附いただいた土地・建物・寄附金の受理について承認																		
関係課長打合せ会議(施策① 一時保護施設)		一時保護施設の新設について審議を行い、調整会議に諮ることで承認																		
未利用資産・活用調整会議 (施策②事務室)		星が丘デイサービスセンター跡を中央相談支援課事務室の分室として活用することについて承認																		
関係課長打合せ会議(施策② 事務室)		星が丘デイサービスセンター跡に中央相談支援課事務室の分室を開設することについて審議を行い、調整会議に諮ることで承認																		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.8.22	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。		
【寄付地の対応について】		
○(財政課長)現在、寄附地に建っている建屋はどうするのか。 →(児童相談所総務課長)除却する想定でいる。 →(財政課長)寄附者がリノベーションをしたと記憶しているが、除却するのか。 →(児童相談所総務課長)畳の張替え等を実施していただいたが、当該施設を利活用した場合、定員等の確保が困難であることから、寄附者へ丁寧に説明した上で除却し施設を設置したいと考えている。 →(財政課長)3階建ての施設を想定しているが、地域の理解は得られるのか。 →(児童相談所総務課長)地域説明は重要と考えており、測量を実施する前にも自治会等の関係者に対して説明を実施していく。		
【現状について】		
○(アセットマネジメント推進課長)説明資料9ページ下段の表に記載されている「児童グループケア施設」とは、どのようなものか。 →(児童相談所総務課長)委託にて運営している小規模の一時保護施設である。障害児施設の付随施設という位置づけであり、正式に承認を受けた一時保護施設ではない。今後、国において新たな基準が設けられた場合には、対象施設外となり、新たに6名分の定員を確保する必要がある。 ○(アセットマネジメント推進課長)一時保護施設が市内で1か所であることから、配慮が必要な保護児童を分散できないとあるが、現状はどのように対応しているのか。 →(児童相談所総務課長)いじめや加害被害等が対象となる中高生の事案については、本来は児童を施設ごとに分けるべきであるが、現状は部屋で分けて対応している状況である。		
【新たな体制について】		
○(シティプロモーション戦略課長)一時保護施設を民間に委託することはできないのか。 →(児童相談所総務課長)少人数の施設で一部特殊な施設もあるが、原則は公設公営である。 ○(総務法制課長)緑区に事務室を設置する際に来客の対応がないため、条例を改正しないと調整した経緯があるが、今回設置する分室では、来客の対応を行うのか。 →(児童相談所総務課長)来客の対応を行う。 →(総務法制課長)条例改正等を含めて、別途調整させていただきたい。 ○(人事・給与課長)分室が設置された場合、新たな課を創設するのか。組織名称等に変更は生じるか。 →(児童相談所総務課長)現在、中央相談支援課は地区に応じて2班体制で対応しているが、田名及び上溝地区を管轄している1班を分室に配置することとし、新たな課は創設しない想定である。 ○(南区政策課長)事務室と一保護施設が離れていることによる支障はないのか。 →(児童相談所総務課長)現状、他の児童相談所においても設置されている約半数が離れている状況であり、保護者との面談については、一時保護施設と離れている方がいい場合もあることから、支障はないと考えている。 ○(南区政策課長)南区合同庁舎の長寿命化改修工事の中で、相模大野駅周辺民間ビルから事務室を移転された場合、教育相談課の南分室と配置等について、調整していただきたい。 ○(マーケティング課総括副主幹)今回、一時保護施設を新設しても定員が不足しているという認識であるが、第二児童相談所を設置する考えはないのか。 →(児童相談所総務課長)内部的な構想は現在も残っている。 →(マーケティング課総括副主幹)最終的な姿を描いた中で進めていただきたい。 →(児童相談所総務課長)局内でも検討しているが、当該計画を推進するためには、プロジェクトチームのようなものを立ち上げることなども必要であると認識している。		
【財源について】		
○(財政課長)1億円の寄附に対して、財源が9,000万円の理由について伺う。 →(児童相談所総務課総括副主幹)工事費用のうち、交付金と事業債を差し引いた金額が9,000万円であったためである。 →(財政課長)残りの1,000万円はどのような活用を考えているのか。 →(児童相談所総務課総括副主幹)什器購入等に活用させていただきたいと考えている。		
【人員確保について】		
○(人事・給与課長)大幅な人員増が見込まれるが、要求された職種・人数が採用できない場合もあるため、人工については、別途調整させていただく。		
【その他について】		
○(財政課長)工事費用が3億円以上の場合、議決が必要になることから、スケジュールに含めること。 ○(アセットマネジメント推進課長)説明資料8ページに令和9年度一時保護施設の増設と記載されているが、供用開始されるのは、令和12年度ではないのか。 →(児童相談所総務課長)令和3年度に国から「一時保護所定員解消計画」の提出が求められ、当時提出した解消計画のスケジュールである。今回新設する一時保護施設の供用開始は、令和11年度中を想定している。 ○(財政課長)児童相談所中央相談支援課の分室の設置について、資料中の説明が不足しているため、説明資料に設置する理由や経緯などを追加していただきたい。		

庁議におけるこれまでの議論				
(開催日)	R7.9.12	(庁議種類) 決定会議		
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。			
【ロードマップについて】				
○(市長公室長)一時保護施設の整備について、今後、どのようなロードマップで実施していくのか、全体のグランドデザインを見通した上で議論すべきではないか。				
→(こども家庭支援部長)一時保護施設の整備及び中央相談支援室分室の設置については、先行的に進めさせていただきたいと考えている。				
→(市長公室長)今後、児童相談所関連の案件については、計画的なロードマップを含めた中で説明していただきたい。				
→(児童相談所総務課長)設置場所を確保できているのは2か所であり、緑区合同庁舎や南区合同庁舎への事務室移転については、移転し活用していきたいという考えは持っているが、現時点で認められた内容ではない。				
→(市長公室長)一時保護施設は慢性的に定員超過となっており、今後も一時保護児童は増えていくという中で、市内に一時保護施設は整備するが、手狭な状況であることから、最終的にどのような体制で実施していきたいのかを示す必要があるのではないか。				
→(児童相談所総務課長)最終的には、南合同庁舎の長寿命化改修に合わせて議論していきたいと考えている。				
→(市長公室長)令和3年度に策定した「一時保護所定員解消計画」のような形で、今後の計画を示すのが良いのではないか。資料の作成については、政策課と別途調整すること。				
○(財政局長)新たな施設として第二児童相談所の考えはないのか。今後、どのようなロードマップを描いているのか。				
→(児童相談所総務課長)南合同庁舎の長寿命化改修の際に第二児童相談所を含めることができないか検討したが、想定している1,000m ² 以上の面積を確保することが困難であるとの見解であった。教育相談課南相談室の敷地であれば、第二児童相談所として活用できるのではないかといった考えもあり、庁内で検討していきたい。				
→(財政局長)指定都市に移行後、職員定数も約3倍に増加しており、どの程度の一時保護児童に対応する第二児童相談所が必要と考えているのか。				
→(児童相談所総務課長)現時点でどのような規模の第二児童相談所が必要なのか具体的な数値は示せないが、第二児童相談所は必要であると考えている。				
→(市長公室長)現在、定員超過や事務室が手狭になっていることは理解できるが、今後の想定伸び率を示した中で、議論していくべきである。				
→(児童相談所総務課総括副本幹)近隣自治体や国との意見交換を通じた中では、一時保護児童の伸び率は収束していく見込みである。				
→(市長公室長)今回の整備により課題が解決されるのか、今後も整備が必要なのであれば説明の冒頭に含めてほしい。				
○(市長公室長)今後の議論においては、全体のロードマップを示してほしい。また、一時保護児童数の今後の推移を示した中で、どのような施設を整備する予定なのか、整備後、どの程度定員数が不足するのかについて議論する必要がある。				
→(財政局長)説明資料21ページの全体位置図は、市内の児童相談所関連施設が網羅されているのか。				
→(児童相談所総務課長)現時点で検討しているものをすべて記載させていただいている。				
【スケジュールについて】				
○(財政局長)一時保護施設の設置スケジュールについて、前倒しの可能性はあるのか。設計が終わり次第、補正予算でも対応するといった考えはあるのか。				
→(児童相談所総務課長)基本設計、実施設計はそれぞれ1年で実施するが、公共建築課との調整により短縮したスケジュールを記載している。				
→(財政局長)特殊性のある施設であるが、基本的に配置するものは決まっていることから基本計画の策定を短縮することはできないのか。				
→(児童相談所総務課長)一時保護施設や児童養護施設については、小規模化やユニットの設置という新たな考えも国から示されており、専門家の知見なども含めた中で、基本計画を策定していきたい。測量後、半年ほどの期間を要する見込みである。				
○(財政局長)児童相談所中央相談支援課の分室も前倒しで実施できる想定なのか。				
→(児童相談所総務課長)期間を短縮できないか調整を行っているところである。				
→(財政局長)地元説明の対象者は誰か。				
→(児童相談所総務課長)基本的には、自治会や地元議員等を想定している。				
→(財政局長)地元説明はいつ行うのか。				
→(児童相談所総務課長)12月定例議会前を検討している。				
→(財政局長)まちづくり会議の日程に合わせて実施しないのか。				
→(児童相談所総務課長)6地区まちづくり会議の日程は把握している。				
○(中央区副区長)上溝地区と田名地区の担当職員が中央相談支援課の分室に移動するとのことだが、横山地区も隣接していることから相談先の対応などについて、まちづくりセンターと調整していただきたい。				
【住民説明について】				
○(シビックプライド担当部長)寄附地は住宅地にあるが、他自治体等で周辺住民の反対などから事業が実施できなかったといった事例はないのか。				
→(児童相談所総務課長)事業が実施できなかったという事例はないが、反対意見があった際に、地元住民の意見を聞きながら運営方法や夜間の対応を検討したと伺っている。				
→(シビックプライド担当部長)説明をせずに計画等を示すなど、感情論的な部分が原因であることが想像できることから、丁寧な説明を行った上で対応していただきたい。				
○(財政局長)一時保護施設の地元説明はいつ実施するのか。				
→(児童相談所総務課長)庁議で承認後、実施する想定である。				
→(財政課長)早期の地元説明を考えた場合、測量をゼロ市債で行うことも選択肢の一つなのではないか。早急に進めたいのであれば様々な手法を検討することも必要である。				
<<次ページあり>>				

庁議におけるこれまでの議論				
(開催日)	R7.9.12	(庁議種類) 決定会議		
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。			
<<つづき>>				
<p>【人材確保について】</p> <p>○(総務局長)多くの人員を要求しているが、局としてリクルートは実施しているのか。</p> <p>→(こども家庭支援部長)社会福祉士や保健師については、採用が難しいと承知している。健康福祉局とも連携しながら専門資格を取得できる近隣の大学や本市と関わりのある大学には、直接説明に伺ったり、授業の中で宣伝を行っている。</p> <p>→(総務局長)社会福祉士は離職者も多いことから、人事委員会とも連携しながら取り組んでいきたい。</p>				
<p>【その他について】</p> <p>○(市長公室長)説明資料21ページに示されている施設の進捗状況について説明してほしい。</p> <p>→(こども家庭支援部長)庁議を予定しているのが、児童相談所一時保護施設設置、中央相談支援室の分室設置、児童心理治療施設設置である。緑区合同庁舎や南区合同庁舎への事務室移転については、今後の調整になる。</p> <p>○(市長公室長)本案件はいつまでに意思決定を諮らなければならぬのか。</p> <p>→(こども家庭支援部長)具体的には決まっていないが、庁議で承認後、順次地元説明を実施する想定である。</p> <p>→(児童相談所総務課総括副主幹)測量を来年度の早期から実施できることとなれば、早い段階で地元説明を開始したい。地元説明も複数回実施する可能性があることから、期間として数か月は必要と考えている。</p> <p>→(市長公室長)どのような測量を実施するのか。三斜求積であれば地権者との調整だけではないか。</p> <p>→(児童相談所総務課長)一部私道があり、東面家屋の所有者と共に用地を共有している部分もあることから調整が必要である。</p> <p>→(市長公室長)用地取得も必要となるのか。</p> <p>→(児童相談所総務課長)必要はない。</p> <p>→(財政局長)早急に施設を整備したいのであれば、ゼロ市債も提案できる。いつまでに整備する必要があるのか、予算をいつまでに確保する必要があるのか定まれば、地元説明もいつまでに実施するべきかわかるはずである。協力はするが、スケジュールも早まることがある。</p> <p>○(財政局長)ゼロ市債を活用しない場合、いつまでに決定しなければならないのか。</p> <p>→(児童相談所総務課長)11月頃までには決めていきたい。</p> <p>→(市長公室長)寄附者にはどのような説明を実施しているのか。</p> <p>→(児童相談所総務課長)市の希望としては、一時保護施設を整備したい意向を伝えている。</p> <p>→(市長公室長)早急に進めるべきものなのか、それとも当初予算編成までに間に合えばいいものなのか、改めて説明してほしい。</p> <p>→(こども家庭支援部長)寄附者から了承をいただいている中で、一時保護施設の定員が超過している現状を踏まえ、早期に整備したいと考えている。ゼロ市債を活用するといったところまでは、考えが及んでいなかったのが正直なところである。</p> <p>→(児童相談所総務課総括副主幹)現場では保護児の居室が不足しており、会議室などで対応している現状であることから、早期に整備が必要である。</p> <p>→(市長公室長)政策課と調整し、資料を修正すること。</p>				



児童相談所一時保護施設及び

中央相談支援課分室の新設について

Suggestion

令和7年10月17日

児童相談所総務課

本日の審議事項

1. 児童相談所中央相談支援課分室の新設

- ・星が丘デイサービスセンター跡地を活用
- ・中央相談支援課81名中、22名程度の移転を想定（※令和7年10月現在の職員数）
- ・令和10年1月頃から供用開始予定

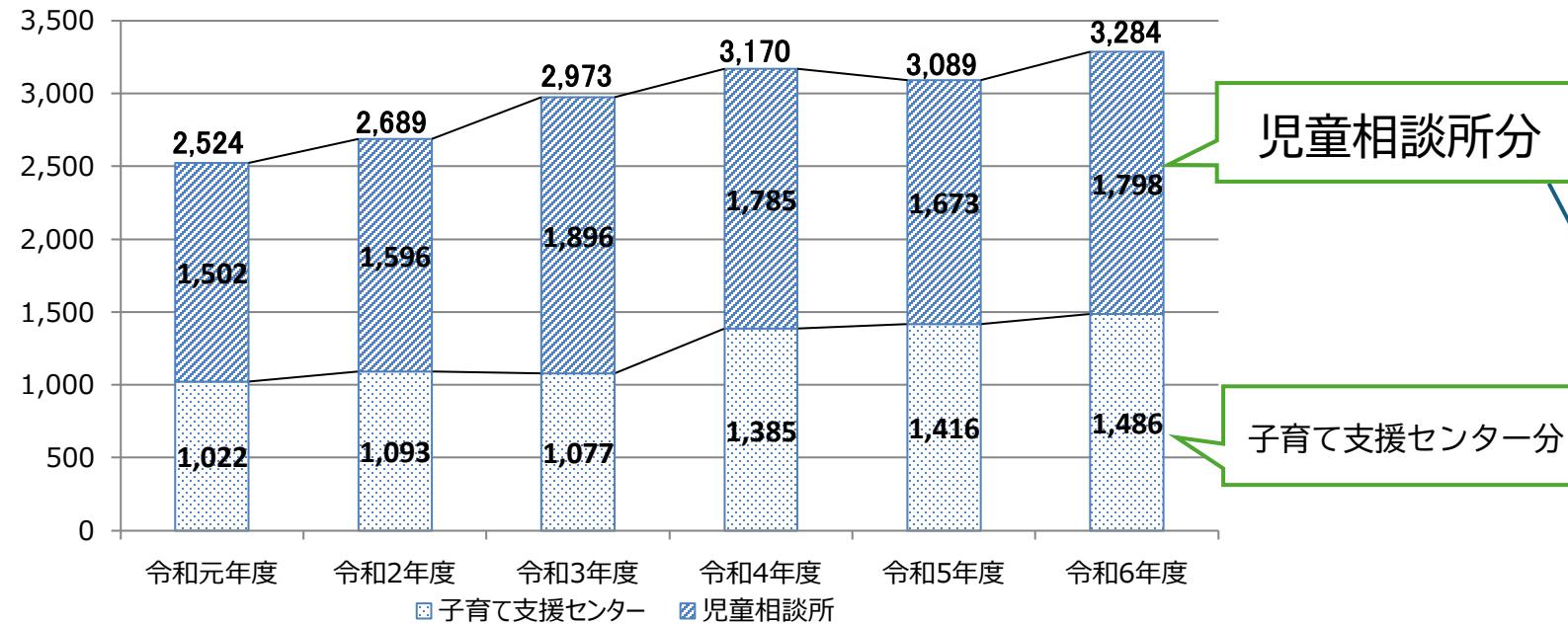
2. 児童相談所一時保護施設の新設

- ・寄附いただいた土地（南区）を活用
- ・定員16名の一時保護所を設置
- ・令和11年度末頃から供用開始予定

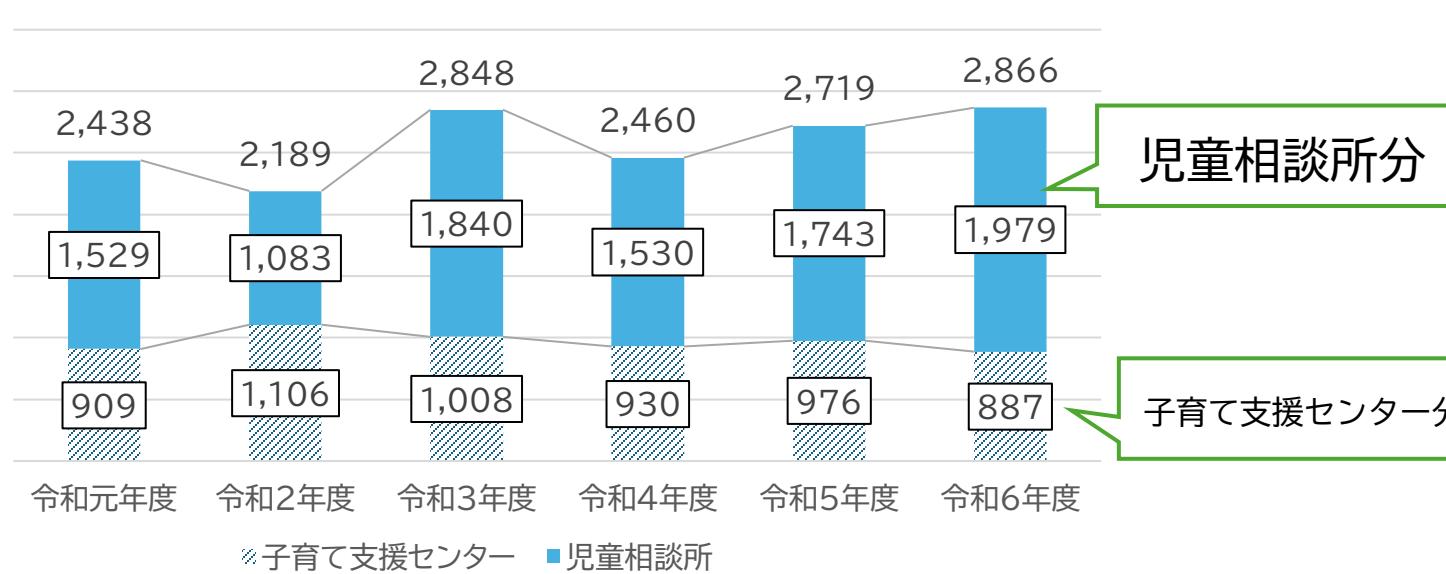


児童虐待相談、児童虐待以外の相談件数の推移

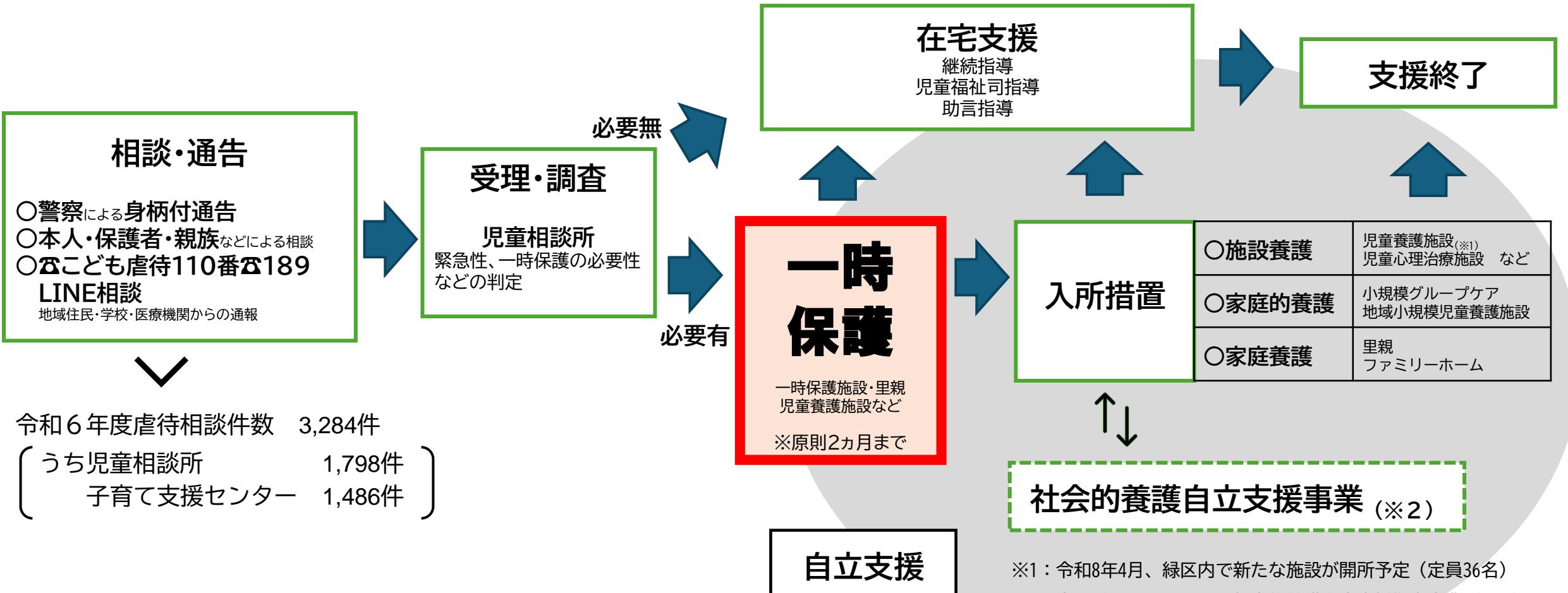
児童虐待相談
件数推移



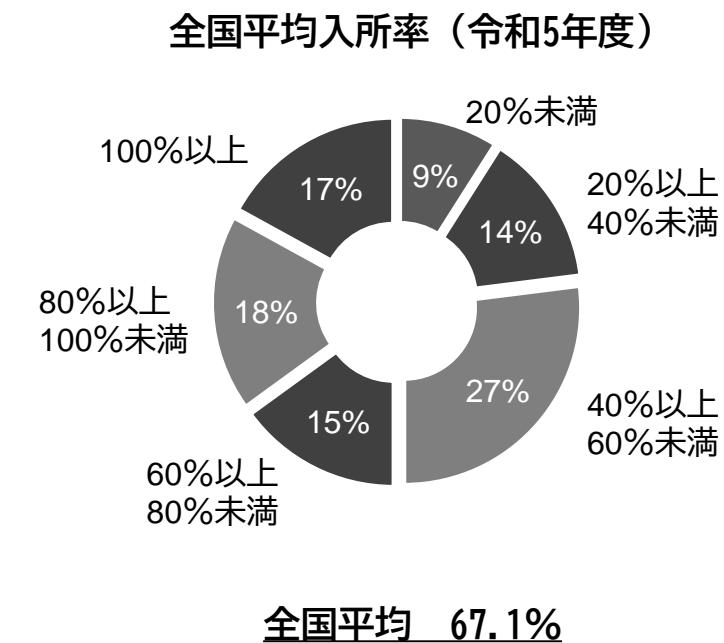
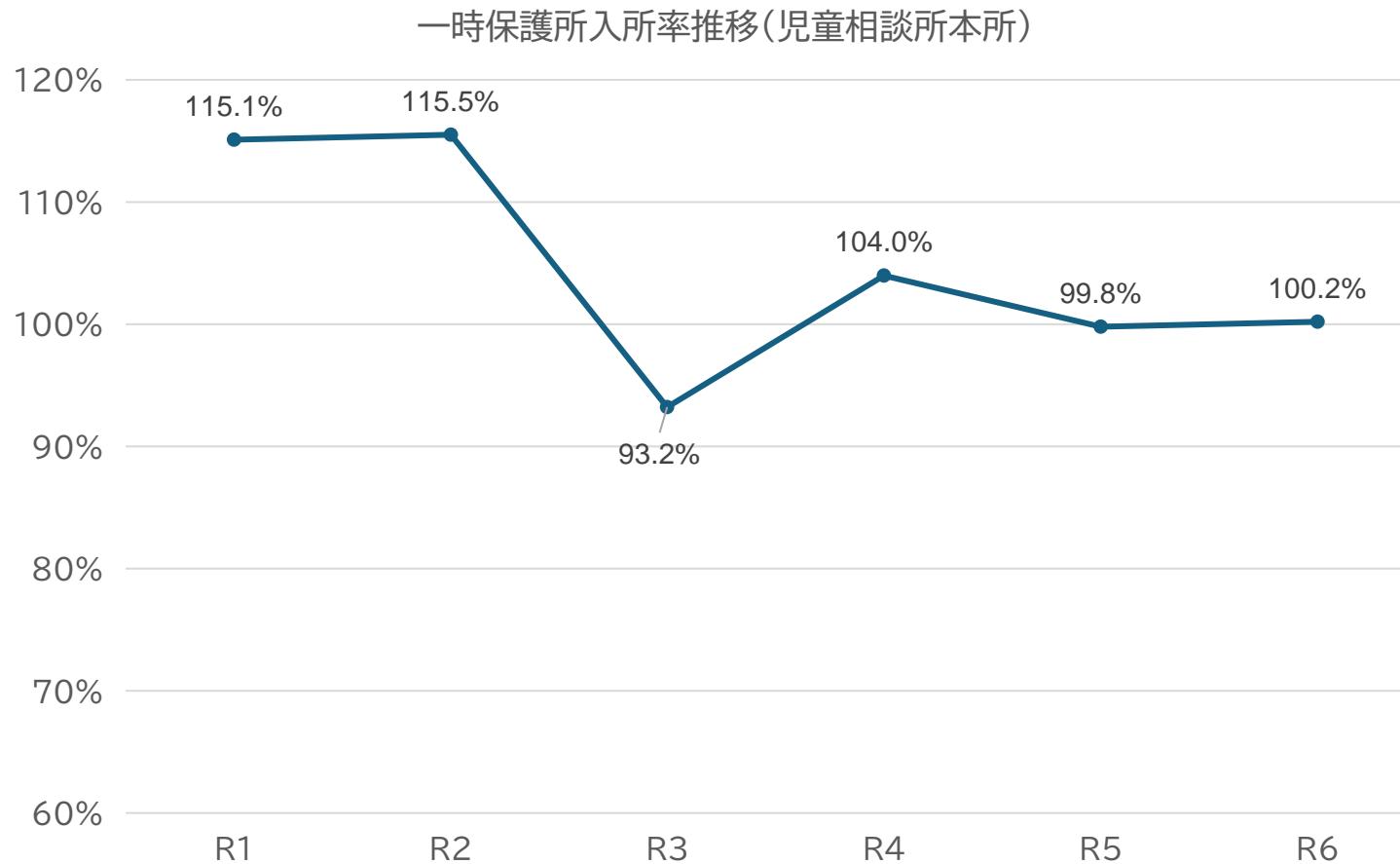
児童虐待以外
(障害・育成・非行等)
の相談件数推移



児童虐待等の相談・通告を受けた際のフロー



一時保護入所率の推移



児童相談所の施設に関する主な課題

課題1

事務室狭隘

職員定数増加に伴う
事務室の狭隘

平成22年度... 31名
令和7年度... 103名



課題2

障害相談、育成相談の 窓口が市内に1か所

原則、淵野辺の事務所で相談に対応
距離的負担から通所を断念
する保護者がいる

令和6年度
合計相談件数1,779件※



課題3

一時保護施設の定員超過

令和6年度
定員超過日数

140日



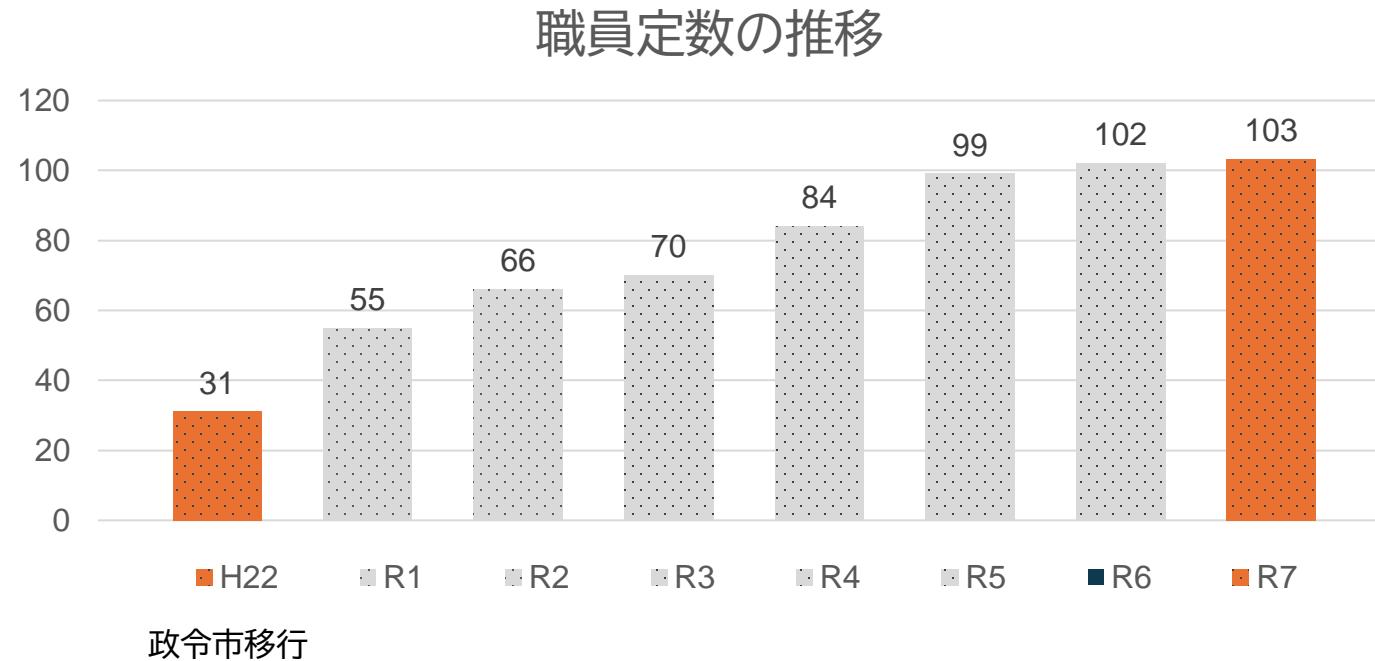
※2ページ児童虐待以外の相談件数のうち、
障害相談、育成相談分

審議事項①

児童相談所中央相談支援課の 分室の新設について



■背景 相談件数の増加及び配置基準の変更により職員数が増加



政令市移行時から
約3.3倍

■これまでの対応

【令和2年度から】緑事務室供用開始（緑区合同庁舎3階）

【令和4年度から】南事務室供用開始（相模大野駅周辺民間ビル）

【令和5年度から】児童相談所事務室のフリーアドレス化

児童相談所中央相談支援課の分室の新設について

【対応案】

児童相談所中央相談支援課の事務室が狭隘化していることに対応するため、星が丘ディサービスセンター跡地を改修し、同課分室として活用したい。

施設名（移転先）	星が丘ディサービスセンター
所在地	中央区星が丘4-9-14 市営星が丘住宅1階
地域区分 用途地域	市街化区域 第1種住居地域(60/200)
建蔽率/容積率	60% / 200%
開館年度	平成10年度(築25年)
敷地面積	2,300.81m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建
施設の床面積	594.32m ² (内訳) 1階 : 431.68m ² 地下1階 : 152.98m ² (地下はボイラー室) 自転車置場 : 9.66m ²
駐車場	4台

児童相談所（現在の事務室等の状況）
児童相談所2階部分 面積 : 1,070.45m ² 用途 : 事務室、面接室、心理室、会議室など 職員数 : 81人 ※会計年度任用を含む (うち上溝地区、田名地区等を担当する職員22人の移転を想定)



スケジュールと費用（児童相談所中央相談支援課の分室の新設）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
施設整備		3月 補正 ※ 設計 発注	実施設計 約6か月	12月 補正 ※ 工事 発注	R9.4月 改修工事 約8か月 R9.11月末 引き渡し	移 転 準 備	R10.1月 供用開始
地元説明		住 民 説 明			※補正については、ゼロ市債により対応		

R8予算 実施設計11,000千円（単年度要求）
工事費（見込）約100,000千円

審議事項②



児童相談所一時保護施設の
新設について

一時保護施設を新たに整備する必要性



慢性的な定員超過 (令和6年度：100.2%)

- 現在、定員超過時は面接室等を居室として使用
- 暫定的に別の施設に委託せざるを得ないことがある
一時保護施設 → 一時保護委託施設 → 一時保護施設



一時保護施設が 市内に1か所

- 配慮が必要な保護児童が分散できない
 - ・同じグループに属する非行少年
 - ・いじめ、性暴力の加害児と被害児等
- 小中学校への通学支援を全市的に実施することに課題

定員超過は、児童の権利擁護の観点から早急かつ計画的に解消が必要

■これまでの対応

○令和3年度

厚生労働省から相模原市への通知 一時保護施設の定員超過解消に向け、改善計画を提出すること
⇒市回答 一時保護施設の新設等

○令和5年度

一時保護所の定員増員（改修）：25名→29名

必要な定員数（推計値より）

一時保護施設における定員超過日数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
定員超過日数	189日	269日	151日	157日	251日	140日

一時保護施設等（一時保護施設、一時保護委託）において、**必要な受け入れ人数 55人／日**※

※「社会的養育の充実に向けた考え方と基本的な取組」推計値より



- ・令和3年度国通知 一時保護施設の定員超過の解消計画の提出 → 平均入所率90%以上の自治体が対象
- ・（参考）令和5年度一時保護施設の平均入所率 全国平均67.1%

施設	各施設の定員数	〃80%
55人を受入れるために必要な定員数（A）		68
一時保護施設【既存】（B）	（29人）	29
児童グループケア施設（C）	（6人）	6
その他（一時保護委託）（D）	（17人）	17
一時保護施設【新設】（A-B-C-D）		16

新設する一時保護施設の定員については、
(一時保護委託、児童の滞留状況は現行と
同程度であることを想定)

改善計画の対象外の状態を維持できるよう
16人以上の定員を確保する

土地・建物の寄附（令和7年3月）

- 令和6年10月、子どものために活用して欲しいとして、南区の土地・建物及び現金1億円の寄附について申し出あり。令和7年3月に寄附受領。

土地 **寄附内容の概要**

所在地	南区
土地面積 (合計)	935.21m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建蔽率 /容積率	60% / 160%
地目	宅地

建物

所在	南区
種類	居宅
構造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 56.50m ² 2階 58.50m ² 計115.00m ²

寄附金

1億円

寄附者の意向
子どものために
活用してほしい

一時保護施設の新設について

【対応案】

- 寄附者の意向やこども・若者未来局が抱える課題、当該土地等の立地や形状等を踏まえ、寄附地を活用し、一時保護施設を新設したい。
- 都市計画法上の規制や土地の形状を踏まえ、現時点では、以下のような施設を想定

現段階での想定

1F 養護課（執務室、更衣室、休憩室等）



2F 各諸施設（面接室、学習室、静養室、調理等）
居室（定員16）



3F 屋上運動場



※一時保護施設の機能等については、令和8年度の測量後、改めて府議に諮る予定

※寄附いただいた木造2階建ての建物については、一時保護施設として必要な面積を確保するため、取り壊しする予定

事業費の見込み（一時保護施設の新設）

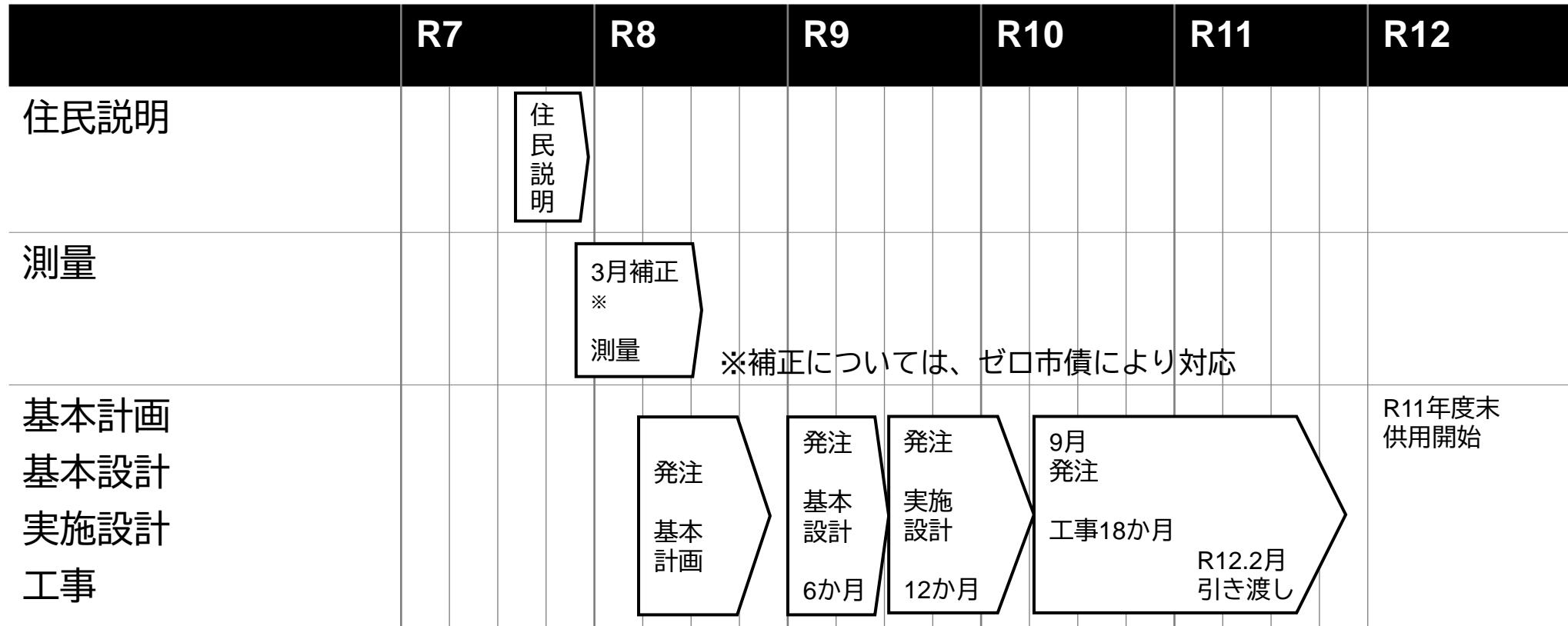
	令和8年度	令和9年度	令和10・11年度
内容	①測量、②基本計画	基本設計・実施設計	工事
事業費	22,000千円	100,000千円	900,000千円
内訳	測量11,000千円 基本計画11,000千円	基本設計40,000千円 実施設計60,000千円	— —
財源内訳	交付金 事業債 寄附金	— — —	450,000千円 360,000千円 90,000千円
一般財源		100,000千円	0円

※令和6年度に寄附いただいた1億円の残余分については、一時保護施設の設備等に活用予定

※想定される床面積（1階と2階の合計）約1,000m²

※金額は現段階での見込み

今後のスケジュール（一時保護施設の新設）



人材確保・育成の見通し（一時保護施設の新設）

	R8.4月	R9年度	R10年度	R11年度
増員計画（案）	社会福祉職1 保育士2 事務1 (開設準備担当)	社会福祉職5 保育士4	社会福祉職4 保育士3	<p>【開設時に必要な職員数】</p> <p>正規職員35名</p> <p>管理者1名、SV3名</p> <p>ローテーション職員27名</p> <p>3ユニット×9名（社福14保育13）</p> <p>心理療法担当2名 保健師1名</p> <p>管理栄養士1名</p> <p>別途、会計年度任用職員が必要</p>
派遣研修計画 (期間は各1年)	社会福祉職1 保育士2	社会福祉職1 保育士2		

- 計画的な職員採用の実施（健康福祉局と連携し、社会福祉職の採用強化に向け、大学への働きかけなどを強化中）
- 派遣研修実施のほか、開設に向け、職員の育成やノウハウの蓄積及び一時保護施設の定員不足解消のため、中央区の一時保護施設とは別に、例えば寄附地にある戸建てや市内の児童養護施設等の敷地において、臨時的に一時保護施設として活用することを検討中

※今後、関係各課と調整を実施予定

【参考】児童相談所の環境に関する主な課題への対応方針（案）

事務室

区	課題	調整状況
緑	事務室が狭隘 相談室の防音性に課題	事務室移転を検討中
中央	事務室が狭い	分室開設（星が丘デイサービスセンター跡）
南	<ul style="list-style-type: none">エレベーターがないことにより（2階）、障害者やベビーカーでの来所者の利便性が低いセキュリティ確保に課題相談室の防音性に課題年間約1,200万円の賃借料	事務室移転を検討中

全体

課題	調整状況等
1. 政令市20市のうち12市で設置されている「児童心理治療施設」が未設置	設置に向けて検討中
2. 児童相談業務のDX化	令和8年度予算の編成過程で検討
3. 第2児童相談所の要否 ※児童相談所の所管人口は概ね口50万以下とされている	<ul style="list-style-type: none">現在の業務フローの見直しを図った上で、第2児童相談所の設置の要否を検討一時保護施設を新設した場合であっても、当該施設の周辺に約1,300m²（現在の南事務室の約3.8倍）のスペース確保及び職員体制が課題

○開催日：令和7年10月17日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：児童相談所一時保護施設及び中央相談支援課事務室分室の新設について

○担当課：こども・若者未来局 こども家庭支援部 児童相談所総務課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長 ■石井副市長 ■奈良副市長 ■大川副市長 ■細川教育長 ■市長公室長

■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長

■緑区長 ■中央区長 ■南区長

(担当課)

■こども・若者未来局長 ■こども家庭支援部長 ■こども・若者政策課長

(1) 主な意見等

○(市長)児童相談所において児童虐待等の多くの相談を受けている中で、警察から直接相談を受けることもあるのか。

→(こども家庭支援部長)警察からの直接相談もある。

→(市長)年々相談件数も増加しているように感じるが、説明資料4ページの一時保護所入所率推移を見た際に、全国平均が約67%の中、本市は100%前後と高い推移である。児童相談所と一時保護施設の職員の働き方は非常に厳しいものだと理解しており、指定都市に移行後、職員数を3.3倍に増加しているが、それでも不足している状況である。また、社会福祉士の離職も多いように感じている。24時間対応している職員を見て、誇りに思うと同時に、職場環境の改善を進めていく必要があると感じている。今回、中央相談支援課分室や一時保護施設を新設していく上で、将来的な見通しを加味しているのか。数年後に改めて増設したいといったような状況にならないかを懸念している。

→(こども・若者未来局長)将来的な推移を加味した試算を行っている。子どもの数は減少傾向にあるが、相談件数は増加傾向にある。学校現場から多くの相談を受けており、普及啓発の成果もあるが、早期の段階で相談をしていただいている。

○(市長)中央相談支援課分室を新設することに対して、市営星が丘住宅の住民から意見はあったか。

→(こども家庭支援部長)本府議で承認後、地域への説明を開始する予定である。

→(市長)供用開始が令和9年度末とのことだが、市営であることから、供用開始時期を早めることはできないのか。1日も早く職場環境の改善を図っていただきたい。

→(こども家庭支援部長)スピード感を持って対応していく。

○(市長)説明資料11ページにおいて、令和3年度に厚生労働省から一時保護施設の定員超過解消に向けた改善計画を求められ、「一時保護施設を新設する」と回答しているが、当該対応から4年が経過しているため、補正予算ではなく本年度の当初予算で対応するべきだったのではないか。

→(こども家庭支援部長)厚生労働省には22名定員の新たな施設を設置するという計画書を提出したが、22名の施設となると相応の面積が必要であり、様々な設置場所を検討してきたが候補地が見当たらなかった。寄附地をいただいたことから整備が可能となったものである。

第12回 戦略会議 議事録

(様式4)

- (市長)必要な定員数は16名とのことだが、22名でなくて良いのか。
- (こども家庭支援部長)一時保護施設等の必要受入れ人数を試算すると55名であることから、16名以上の定員を確保すれば入所率が80%となる。また、設置に向けて検討中である児童心理治療施設の中にも一時保護施設として、新たに6名の定員を設け、合計22名を確保する予定である。
- (市長)一時保護所入所率は全国平均約67%であるが、入所率80%で良いのか。
- (こども・若者未来局長)専門家の中には60~70%が適正との見解もあるが、寄附地をできる限り効率的に活用した施設をつくり、改善計画の対象外の状態を維持できるよう、平均入所率80%は維持したいと考えている。当該寄附地には既存の家屋があり、寄附者にはその家屋も活用して欲しいという意向もあったが、都市計画法上の規制の中で敷地面積を最大限活用するため、当該家屋を撤去し、土地を有効活用できる新たな建物を設置することとした。また、一時保護所入所率については、別途検討中の児童心理医療施設の中にも一時保護施設を設ける必要があると考えている。
- (市長)一時保護施設における平均保護日数、最大保護日数はどの程度なのか。
- (児童相談所総務課長)平均33日、最長約1年である。
- (市長)一時保護施設から学校へ通っている児童もいるのか。
- (児童相談所総務課長)通っている児童もいる。
- (市長)超過日数対策として民間の児童養護施設等は対応できないのか。
- (児童相談所長)児童養護施設等も職員の確保に苦慮しており、受入れが難しい状況である。1年以上滞在する児童については、専門的な心理治療が必要であるが、本市には児童心理治療施設がなく、関東近辺では受入れ可能な児童心理治療施設がないことから大阪府や滋賀県に措置しており、結果として一時保護施設に滞留しているという状況である。
- (市長)寄附地の親族に計画の説明は行っているのか。
- (こども・若者未来局長)子どものために活用していただきたいといった前提の中で、一時保護施設を設置することについてご理解をいただいている。
- (市長)周辺の市有地も駐車場等の活用について検討してほしい。
- (こども・若者未来局長)ご意見を踏まえ検討させていただく。
- (市長)令和11年度までに正規職員35名を配置することだが、東京都特別区でも児童相談所の設置が進んでいることから、人材確保には懸念があるが、総務局との調整は実施しているのか。
- (こども・若者未来局長)総務局の他、福祉職であることから健康福祉局とも連携しており、今年度は、職員の出身大学等にも協力をいただき、就職説明会などでリクルート活動を実施している。その中で、本市で社会福祉職として働いていく上で、市としての児童養護施策の具体的な戦略を十分に語れない状況である。本市においても将来的な着地点などを作っていくと考えている。
- (市長)緑相談支援課からは事務室が手狭であることや相談者の声が漏れてしまうといった状況について、現場職員から聞いている。南相談支援課からもエレベーターがないことにより、障害者やベビーカーでの来所者の利便性が低いなどの状況を聞いている。児童相談所もフリーアドレスなどの対応は図っているが、非常に手狭であると感じている。南区は合同庁舎のあり方検討の中で議論されることになるが、緑区でも対応スペースの確保はできないのか。
- (緑区長)来年度改修予定のメディカルセンターの跡地に入れないと検討を行っている。
- (石井副市長)一斉に移動することができないため、順を追って実施していく。緑区において児童相談所の対応ができるような計画を立てている。
- (市長)児童心理治療施設についても、他県に措置している状況であるが、定員数は何名を予定しているのか。
- (こども家庭支援部長)25名定員を予定している。
- (市長)児童心理治療施設についても前向きに検討していただきたい。また、DX化も重要と考えていることから検討してほしい。第2児童相談所の要否は決まっているのか。

第12回 戦略会議 議事録

(様式4)

- (こども・若者未来局長)これから諸課題について整理を行っていく予定である。
- (市長)一時保護施設を新設した場合でも、当該施設の周辺に約1,300m²のスペース確保及び職員体制が必要なのか。
- (こども・若者未来局長)そのとおりである。南区合同庁舎にもエントリーしており、議論を進めているところである。
- (市長)一時保護施設との距離が離れていることが懸念である。周辺の市有地も検討していただきたい。
- (奈良副市長)別途調整する。
- (奈良副市長)障害相談や育成相談の窓口が市内に1か所というのは、市民にとって利用がしやすいと思われる。少しでも近いところで、相談できる体制が必要であり、バスや電車を利用して相談に行くことは保護者にとっても負担が大きい。相談室がないという物理的な問題であり、早急に解決しなければ相談が遠のき、重篤な状況に陥ってしまう可能性がある。また、一時保護施設の定員を16名、児童心理治療施設内に6名という話だが、新規で設置するのであれば、居室に余裕を持った施設にできないのか。相談件数や一時保護児童は増加傾向のため、将来性を考慮し可能な限り増室するべきだというのが一般的な考えではないか。説明資料の中に都市計画法上の規制とあるが具体的にどういうことか。
- (こども家庭支援部長)建ぺい率や容積率、高さなどである。
- (奈良副市長)実施方法によっては、建ぺい率や容積率は緩和することができるため、建築審査課と協議していただき、建築面積を増加できるように工夫してほしい。
- (こども家庭支援部長)今後、測量を実施する中でしっかりととした数字が見えてくることから、定員16名と限定せずに検討していただきたい。
- (教育長)一時保護施設が市内に1ヶ所のみである課題として、配慮が必要な保護児童が分散できないという視点は非常に大切である。例えば、いじめや性暴力の加害児と被害児について、被害者には社会的にも十分なケアを行っているが、非行少年や加害者となった児童生徒に対する支援が将来的に社会的自立や自己肯定感の向上に繋がるため、このような視点は大事である。入所期間が1年近くにわたる児童生徒は現実的におり、教員も月と学期に一度、施設側と面会を実施している。また、学校でしかできない教育活動が多くあるため、そういったところに目を向けていくことも大切である。子どもの数は減少傾向であるが、学校には躊躇なく通告するというスタンスが根づいており、一時保護した上で、自宅保護か、施設入所かという動きがあるため、通告は今後も増加すると思われる。このような視点を持っていただき感謝する。
- (緑区長)第2児童相談所の要否を検討されている中で、津久井合同庁舎の建替えにあたり、西メディカルセンターが入ることが決まり、大規模事業審査会の答申でも、速やかに跡地の活用を考えるように言われていることから、情報提供させていただく。
- (石井副市長)事業費の中で、寄附金が9,000万円となっているが、残りの1,000万円はどのような扱いか。
- (こども・若者未来局長)施設の什器等の購入に活用する予定である。
- (市長)家庭の事情で、一時保護される児童もおり、引き続き、子どもに寄り添った対応をお願いしたい。また、職員も健康で元気でなければ、対応できないと考えており、働く環境整備も大事にしていただきたい。
- (石井副市長)子どもの関係については、喫緊の課題が多く、全体計画が見えない。第2児童相談所の関係もあるが、次期総合計画の策定が目前に迫っており、計画上の位置づけも含めしっかり検討した上で、計画を立てていただきたい。

(2)結果

- 原案のとおり承認する。